

監第1180号
平成28年3月23日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県土木部長

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領及び熊本
県建設工事低入札価格調査実施要領の一部改正について（依頼）
このことについて、別紙のとおり改正しましたので、貴会員への周知をお願いします。

熊本県土木部監理課建設業班
担当 内田
電話：096-333-2485（ダイヤルイン）
FAX：096-381-5404

建設工事に係る最低制限基準価格・低入札価格調査基準価格の改正について

県が発注する建設工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の現場管理費及び一般管理費の算定率について、次のとおり見直しましたので、お知らせします。

1 見直し内容

(1) 最低制限価格制度（**5億円未満**の建設工事が対象）：ランダム係数あり

改正後	<p>最低制限基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費×55% [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$（0.00001刻み）</p>
現行	<p>最低制限基準価格：（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80% ＋一般管理費×30%）×<u>1.035</u>（補正） [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$（0.00001刻み）</p>

(2) 低入札価格調査制度（**5億円以上**の建設工事が対象）：ランダム係数なし

改正後	<p>低入札価格調査基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費×55% [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60%＋一般管理費×20%</p>
現行	<p>低入札価格調査基準価格：（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80% ＋一般管理費×30%）×<u>1.035</u>（補正） [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60%＋一般管理費×20%</p>

(3) 最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格が予定価格(税抜き)の90%を超える場合は予定価格(税抜き)に90%を乗じて得た額(1円未満切捨て)になります。

2 実施時期

平成28年4月1日以降に公告・指名通知を行う入札から適用します。

問合せ先 熊本県土木部監理課建設業班
 電話 096-333-2485(ダイヤル)

建設コンサルタント業務等に係る最低制限基準価格の改正について

県が発注する建設コンサルタント業務等委託を指名競争入札により発注する場合において、下記業務の最低制限価格の一般管理費等の算定率を見直しましたので、お知らせします。なお、建築関係の建設コンサルタント業務の見直しはありません。

記

1 対象

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 公共土木施設の維持管理に係る業務

2 見直し内容

(1) 最低制限価格制度

ア 上記対象業務のうち(5)を除く業務の場合

最低制限基準価格：下表に示す算定式

範囲：予定価格（税抜き）の60%～80%

※ただし、地質調査業務の場合は予定価格の2/3～85%

最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X）

$1.00000 \leq X \leq 1.01000$ （0.00001刻み）

表

業種区分	最低制限基準価格算定式
測量業務	最低制限基準価格＝ 直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×45%
建築関係の建設コンサルタント業務	最低制限基準価格＝ 直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費×60% + 諸経費×60%
土木関係の建設コンサルタント業務	最低制限基準価格＝ 直接人件費 + 直接経費 + その他原価×90% + 一般管理費等×45%
地質調査業務	最低制限基準価格＝ 直接調査費 + 間接調査費×90% + 解析等調査業務費×80% + 諸経費×45%
補償関係コンサルタント業務	最低制限基準価格＝ 直接人件費 + 直接経費 + その他原価×90% + 一般管理費等×45%

イ 公共土木施設の維持管理に係る業務の場合

最低制限基準価格：（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋**現場管理費×90%**
＋一般管理費×55%）

[範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%]

最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X）

$1.00000 \leq X \leq 1.01000$ （0.00001刻み）

ウ 最低制限基準価格が予定価格（税抜き）の業種ごとに定めた上限を超える場合は、予定価格（税抜き）に上限の割合を乗じて得た額になります。

3 実施時期

平成28年4月1日以降に公告・指名競争入札通知を行う入札から適用します。

問合せ先 熊本県土木部監理課建設業班
電話 096-333-2485(ダイヤル)